作成年月日	令和3年4月19日
作成部局	農政環境部環境創造局環境政策課

令和3年度「夏のエコスタイル」の実施

兵庫県は、本年度の「夏のエコスタイル」の実施期間を6月1日から9月30日と 定め、実施期間の前後一月間に移行期間を設定し、以下の取り組みを行う。なお、 7、8月を本格実施期間、6、9月は奨励期間、5、10月は移行期間とする。

1 兵庫県の取組

(1) 取組期間

令和3年6月1日(火)~9月30日(木)(5月、10月は移行期間)

(2) 期間を通じての取組

ア 軽装勤務の取組

○本格実施期間:職員は、軽装とする。 令和3年7月1日(木)~8月31日(火)

〇奨 励 期 間:職員の軽装を奨励する。

令和3年6月1日(火)~6月30日(水)及び

令和3年9月1日(水)~9月30日(木)

〇移 行 期 間:公式行事(式典・表彰式等)以外は、気温等に応じて職員が軽装にするかどうかを自主的に判断する。

令和3年5月1日(土)~5月31日(月)及び 令和3年10月1日(金)~10月31日(日)



<軽装についての考え方>

公務員として品位を失しない範囲で次の服装とする。

- ・上着を着用しない。
- ・ノーネクタイとする。

イ 適正冷房の実施

県本庁舎、地方庁舎で実施している28℃を超えない範囲での適正冷房を継続する。

2 県内市町等への協力依頼

- (1) 県内各市町、各種団体、事業者等へ協力を要請する。
- (2) ホームページ等広報媒体を通じて県民への周知を図る。

(参考) これまでの取組状況

兵庫県:平成11年度から関西広域連携協議会(現 関西広域連合)と連携して 「エコスタイル」の名称で取り組みを実施

国 : 平成17年度から環境省が「クールビズ」の名称で取り組みを実施していたが、

令和3年度からクールビズの期間設定を廃止

